

令和2年9月29日

保護者様

愛知教育大学附属岡崎小学校
校長 加藤 嘉一

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る家庭での対応の徹底について（お願い）

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

9月29日（火）現在、岡崎市では再び感染レベルが「レベル3（警戒期）」となり、感染拡大が心配されています。新型コロナウイルス感染症拡大防止には、学校と家庭が連携・協力して対応していく必要があります。つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、下記の3点について、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

- お子さんに、発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅休養することを徹底してください。
- また、感染レベル（※）がレベル3およびレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校を控えることを徹底してください。
- いずれの場合も欠席扱いにはなりませんので、学校へご連絡ください。

※文部科学省が定める「地域の感染レベル」のこと【裏面参照】

2 登校前の健康状態の把握

登校前に必ず、お子さんの検温及び健康状態を把握し、発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底してください。

3 家庭での手洗いや咳エチケット等の徹底

帰宅時やトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。また、家庭でも、咳・くしゃみをする際は、マスクやハンカチ等で口や鼻をおさえるなど咳エチケットを徹底するようにしてください。

学校も、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいります。ご家庭においても、上記の基本的な感染症対策を徹底していただくようよろしくお願いいたします。

（問い合わせ先 愛知教育大学附属岡崎小学校 教頭 野村勝美 TEL 21-2237）

資料

「地域の感染レベル」

レベル 3

生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

- ・ 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近 1 週間の倍加時間などで判断する。特措法第 45 条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域

レベル 2

生活圏内の状況が、

① 「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

- ・ 特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況モニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じて、知事が特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を実施する地域

及び

- #### ② 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル 1

生活圏内の状況が、「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうちレベル 2 に当たらないもの

- ・ 新規報告者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域